

坂戸中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月改訂

坂戸市立坂戸中学校

I 坂戸中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

- 1 坂戸中学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができる学校づくりのため、いじめ防止の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。
- 2 坂戸中学校では、いじめ防止対策推進法第2条におけるいじめの定義を基に、全教職員が「いじめは、どの子にも起こりうるものである。そして、いじめは絶対に許さない。」という基本認識に立ち、全校生徒が「安全で安心して学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。

定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。

教員一人一人が「わかる」授業の実践に努め、生徒に基礎・基本の定着を図る。これを基盤に、生徒一人一人が学習意欲を継続しながら自己有用感を感じる授業改善に取り組む。そして、学習の達成感を味わわせながら、生徒の自己肯定感を高めていく。また、道徳を核とした全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。これらを踏まえて、本校では、以下の取組を行う。

- (1) 指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。その結果、「主体的・対話的で深い学び」のある授業を展開する。
- (2) 年間を通して、道徳の時間や人権教育週間において、「命の大切さ」について指導を行う。
- (3) 朝の会や学年・学校朝会など、意図的計画的に適切な指導を行う。
- (4) 近年SNSを介してのトラブルがいじめに発展するケースが増えていることを受け、情報モラル教育を生徒・保護者に対して実施し、適切なルールづくりを促す。

2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、全教職員が情報を共有して、組織的に「いじめ」の未然防止に努める。

- (1) 教職員が生徒たちと関わる中で得た情報を共有し、生徒個人や他との人間関係の把握に努め、協働体制で、その指導支援に取り組む。
- (2) 学校生活アンケートや学級満足度調査等を実施し、学級集団としての課題把握とその解決に努めるとともに、生徒個人の学校生活における課題把握やその解決のための取組みを支援する。

3 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が、自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 生徒会活動、委員会活動、係を活発化させることで、生徒集団の自治的能力を深め、学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
- (2) 学校行事や部活動を通して自己理解を深め、自分と他との違いや良さを認め合える人間関係づくりを支援する。

Ⅲ いじめの早期発見への取組

1 学校生活アンケート等の実施

- (1) 学校生活アンケートの実施（各学期1回）集計し、迅速に対応する。その際に「これはいじめではないだろう」という教員の先入観で判断せず、アンケートの結果からいじめの認知をすることを躊躇しない。結果を管理職に報告する。
- (2) Hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を、5月、10月に実施し、その結果について外部指導者のご指導を受け分析を行う。その結果を基に安心できる学級づくりを継続していく。
- (3) 生活記録ノート等を活用し、教員との心のキャッチボールを行う。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、全職員が、生徒の些細な変化に気を配り、生徒の現状を全職員で把握するための情報を共有し、その情報に基づき速やかに対応するために、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、生徒の様々な様子について情報を共有する。
生徒指導部会、教育相談部会、企画会の開催時に、現時点での「いじめの認知件数」と「解除の時期」について確認する。
- (2) 全職員が、生徒たちの担任という意識を持ち、授業や休み時間などを通して、生徒のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、生徒への声かけをする等、温かで開かれた居場所を提供していく。

IV いじめの早期解決への取組

1 いじめを認知した場合、すばやく丁寧な対応をする

(1) いじめ事案に関わる聞き取り

- ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から担任等が、状況を聞き取り、事実確認を確実にを行うとともに、記録に残す。なお、聞き取り時には、生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(2) いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制の構築

- ・ 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、いじめ対策委員会を校長の指示のもと、組織する。いじめ対策委員会は、安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼等）を検討し、すぐに実行する。
- ・ いじめ対策委員会は、その内容、規模、被害内容等を考慮して、校長の指示のもと、組織する。
- ・ いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制をすぐに構築する。その際、いじめを受けた生徒とその保護者の了解を得る。

(3) 家庭や関係機関との協力体制の構築

- ・ 関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に係る事実を説明するとともに、家庭の協力を依頼する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・ いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持する。生徒の心理面での支援のために、さわやか相談員、スクールカウンセラーや専門の相談機関への相談ができるようにする。

(5) 再発防止のために指導・啓発

① いじめを受けた生徒へ

- ・ いじめを行った生徒から再度、いじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、身近な職員へすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意味をはっきりと伝える。

② いじめを行った生徒へ

- ・ 「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・ 当該生徒の保護者にいじめを行った事実と家庭の協力を求めること、必要に応じて関係機関へ連絡をすることをしっかり伝え、本人のしたことの重大性を感じさせる取組を行う。

- ・いじめについて、その行為そのものは許されるものではないが、当該生徒のケアや支援のために、養護教諭やさわやか相談員、スクールカウンセラー、相談機関等への教育相談等を積極的に働きかける。

(6) いじめの解消

- ・いじめの解消とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。そして、全ての生徒が、集団の一員として、お互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていく。
- ・なお、いじめが解消している状態とは、次の要件が満たされている状況であると捉えている。また、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察することを継続していく。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断した場合は、上記期間にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況の注視を継続する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要であるので、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

- (7) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を坂戸市教育委員会へ速やかに報告する。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、生徒の些細な変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、その情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部会及び教育相談部会において、問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように全職員に周知する。
- (2) さわやか相談員、スクールカウンセラーによる、いじめ相談に関わる相談体制を確立する。

V いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ対策委員会の設置

いじめが発生した場合の対応については、実効的に行うため、校長がその内容によって対策委員会の規模を適正に設定し組織する。

【構成員】管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、その他必要と認められる者

【活動内容】いじめ発生時の対応と指導、その後の見届け等

2 いじめ防止対策委員会について

いじめ防止対策については、既存の生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会で討議に、適宜に適切に組織し、活動する。

3 重大事案への対処

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 28 条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態と認識し、次の対処を行う。

- （１）重大事態が発生した旨を、坂戸市教育委員会に速やかに報告する。
- （２）市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- （３）設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- （４）調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。